

装管調第3706号

27.12.9

一部改正 装管調第16769号

30.12.17

一部改正 装管調第10924号

令和4年7月7日

大臣官房会計課長  
整備計画局施設計画課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部装備計画部装備課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部会計課長  
防衛装備庁長官官房会計官  
防衛装備庁装備政策部装備政策課長  
防衛装備庁装備政策部装備制度管理官  
防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官  
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長  
防衛装備庁調達管理部原価管理官  
防衛装備庁調達管理部企業調査官  
防衛装備庁調達事業部各調達官  
各研究所総務課長  
先進技術推進センター企画業務室長  
各試験場長

殿

防衛装備庁調達管理部調達企画課長

(公印省略)

公共調達の適正化を図るための措置に関する細部事項について  
(通知)

標記について、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27.10.1）別紙（以下「公共調達適正化措置」という。）第8項第1号の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。この通知は、平成28年度の予算（平成27年度から繰り越された予算を含む）による契約から適用する。

添付書類：公共調達の適正化を図るための措置に関する細部事項

## 公共調達に適正化を図るための措置に関する細部事項

### 1 趣旨

この細部事項は、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27.10.1）別紙（以下「公共調達適正化措置」という。）の統一かつ円滑な処理を行う目的として、公共調達適正化措置第8項第1号の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

この細部事項における用語の定義は、公共調達適正化措置に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

### 3 特定の随意契約における常続的公示の実施（公共調達適正化措置第1項第6号関係）

公共調達適正化措置第1項第6号ただし書に規定する同号アからキに掲げる調達に係る契約への新規参加者が存在しないことの常続的な確認は、契約担当官等による次に掲げる方法での公示（以下「常続的公示」という。）によって行うものとする。

(1) 常続的公示は、別紙様式第1を基準とした公示に、別紙様式第2を基準とした対象契約一覧表を添付したものを掲示板及びインターネットにおいて常続的に掲示することによって行う。

(2) 該当する契約の対象契約一覧表への掲載は、次のアからウに掲げる時期に開始するものとする。

ア 公共調達適正化措置第1項第6号アからウ、カ及びキのいずれかに該当する契約にあつては、契約担当官等が契約の相手方の選定に先だつて行う業態調査によって、当該規定の該当者が一者であることを確認してから速やかに掲載する。

イ 公共調達適正化措置同号エ又はオに該当する契約にあつては、量産契約の最初の契約又は製造請負業務を数回に分割した最初の契約を締結した日の翌月15日までに、業態調査を行った上で該当月分を一括して掲載することを原則とする。ただし、業態調査が当該日までに完了しない場合には、当該業態調査の完了後速やかに掲載する。

ウ ア又はイに規定する時期に対象契約一覧表への掲載を行っていない場合であつて、かつ、その後の業態調査や事情の変更により当該契約が公共調達適正化措置同号アからオのいずれかに該当することが判明したときには、当該判明してから速やかに掲載する。

(3) 契約担当官等が公共調達適正化措置第1項第6号の規定に基づいて随意契約の方式による契約を行おうとするときは、当該契約に係る調達回の起案日（指名随契審査会に付議する契約にあつては、当該契約に係る

指名随契審査会付議伺の起案日)の前日から起算して少なくとも10日前までに当該契約が対象一覧表に掲載されていなければならない。

- (4) 常続的公示は、契約担当官等ごとに行うことを要する。ただし、中央調達(装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)第3条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。)においては、支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。)がその分任支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第5項に規定する支出負担行為担当官をいう。)に係るものを取りまとめて行っても差し支えない。
- (5) 契約担当官等は、常続的公示に対して新規参入を希望する者が当該公示での募集に申し込む場合の要領(申込みに必要な書類の様式を含む。)を入札及び契約心得(入札に参加しようとする者及び契約を締結しようとする者が心得ておくべき事項を提示する資料をいう。)においてあらかじめ定めておくものとする。
- (6) 契約担当官等は、対象契約一覧表に掲げる契約に対し、新規参入を希望する者からの申し込みがあり、当該申し込みを審査した結果、当該契約への新規参入者として適正であると判定した場合には、当該判定した後の最初の契約の締結に当たって、当初の選定相手方と新規参入者による指名競争入札を実施するものとする。この場合において、対象契約一覧表における当該契約の掲載は当該指名競争入札の実施後に速やかに削除し、事後の契約については一般競争契約の方式によって契約するものとする。
- (7) 契約担当官等は、前号の後段に定めるもののほか、対象契約一覧表に掲げる契約の今後の調達の見込みがなくなったとき、当該契約が公共調達適正化措置第1項第6号アからキの要件を満たさなくなったときその他当該契約を対象契約一覧表に掲載することが適当でなくなったときは、速やかに当該契約の掲載を削除するものとする。

#### 4 業態調査の実施

契約担当官等は、常続的公示の対象契約一覧表を可能な限り最新な状態に保つため、当該一覧表に掲げる契約について、次に掲げる方法により業態調査を一層積極的に実施するものとする。

- (1) 業態調査は、次の表に掲げる業態調査の区分に応じ、基礎となる業態調査の方法の欄に掲げる方法のいずれかの方法又は複数の方法を組み合わせることによって実施するものとする。

業態調査の区分		基礎となる業態調査の方法
公共調達適正化措置第1項第6号アに係る業態調査（航空機製造事業法・武器等製造法に基づく許可によるもの）	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）に係るもの	(1) 航空機製造事業法第2条の2に規定する経済産業大臣の許可の取得状況を同法第2条の6に規定する許可証によって確認する。 (2) 当該許可を受けるための申請中である企業については、同法第2条の3の申請証その他当該許可の申請中であることが客観的に確認できる書類によって確認する。
	武器等製造法（昭和28年法律第145号）に係るもの	(1) 武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可の取得状況を同法第5条の規定に基づき経済産業大臣から発行される許可書によって確認する。 (2) 当該許可を受けるための申請中である企業については、武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）第3条に規定する武器製造許可申請書その他当該許可の申請中であることが客観的に確認できる書類によって確認する。
公共調達適正化措置第1項第6号イに係る業態調査（外国政府の許可を要しない外国企業からのライセンス実施権を要するもの）		(1) 対内直接投資等に関する政令第5条に規定する技術導入契約の締結等に関する届出又は第6条の4に規定する報告に係る文書によって、当該企業が日本国内における独占的製造権又は販売権を有することを確認する。 (2) 当該企業と外国企業との間で現に取り交わされている当該ライセンス実施権に係る契約書、又は当該ライセンス実施権を現に許諾している外国企業（履行期限までに許諾しようとしている外国企業を含む。）が契約担当官等に宛てて発行した文書によって、日本国内における独占的なライセンス実施権の有無を直接に確認する。
公共調達適正化措置第1項第6号ウに係る業態調査（日本国内における正当な輸入販売代理権を要するもの）		(1) 当該企業と外国企業との間で現に取り交わされている当該輸入販売代理権に係る契約書、又は当該輸入販売代理権を現に許諾している外国企業（履行期限までに許諾しようとしている外国企業を含む。）が契約担当官等に宛てて発行した文書によって、日本国内における独占的な輸入販売代理権の有無を直接に確認する。 (2) 当該企業が外国企業との間で締結している技術導入契約に基づいて輸入販売代理権を有している場合においては、対内直接投資等に関する政令第5条に規定する技術導入契約の締結等に関する届出又は第6条の4に規定する報告に係る文書によって、当該企業が日本国内における独占的製造権又は販売権を有することを確認する。

<p>公共調達適正化措置第1項第6号エに係る業態調査 (企業が試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品(下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)の量産契約)</p>	<p>当該防衛装備品の試作請負業務の契約の相手方(下請負企業を含む。)に対し、当該防衛装備品の量産に必要な技術、設備等の保有状況(技術、設備等を他社に移譲している場合には、その移譲状況を含む。)について確認するとともに、当該試作請負業務の下請負企業を含む同業種の複数の企業に対し、当該防衛装備品に係る量産契約について受注の意向を確認する。</p> <p>なお、意向の確認は必ずしも当該企業からの文書によって回答を得る必要はなく、口頭による回答の場合には、当該回答のあったことを後日確認できるよう適切な記録を残すものとする。</p>
<p>公共調達適正化措置第1項第6号オに係る業態調査 (複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合のもの(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。))</p>	<p>分割して発注される当該防衛装備品の製造に係る最初の契約 (常続的公示を行うまでに第二回目以降の契約を締結している場合には、第二回目以降の契約を含む。)の相手方に対し、当該防衛装備品の完成に必要な技術、設備等の保有状況(技術、設備等を他社に移譲している場合には、その移譲状況を含む。)について確認するとともに、当該最初の契約の下請負企業を含む同業種の複数の企業に対し、当該防衛装備品の製造に係る次回以降の契約について受注の意向を確認する。</p> <p>なお、意向の確認は必ずしも当該企業からの文書によって回答を得る必要はなく、口頭による回答の場合には、当該回答のあったことを後日確認できるよう記録をとるなど、適切な記録を残すものとする。</p>
<p>公共調達適正化措置第1項第6号カに係る業態調査 (試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達)</p>	<p>機能・性能の確認のための試験の対象となる試作品の契約の相手方及び下請負企業に対し、当該調達に必要な技術、設備等の保有状況(技術、設備等を他社に移譲している場合には、その移譲状況を含む。)について確認するとともに、当該試作請負業務の下請負企業を含む同業種の複数の企業に対し、当該調達に係る契約について受注の意向を確認する。</p> <p>なお、意向の確認は必ずしも当該企業からの文書によって回答を得る必要はなく、口頭による回答の場合には、当該回答のあったことを後日確認できるよう適切な記録を残すものとする。</p>

<p>公共調達適正化措置第1項第6号キに係る業態調査（契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者からの調達）</p>	<p>過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達の契約の相手方に対し、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等の利用権限又は設備等の保有状況（他社に移譲している場合には、その移譲状況を含む。）について確認するとともに、当該調達に係る下請負企業を含む同業種の複数の企業に対し、当該調達について受注の意向を確認する。</p> <p>なお、意向の確認は必ずしも当該企業からの文書によって回答を得る必要はなく、口頭による回答の場合には、当該回答のあったことを後日確認できるよう記録をとるなど、適切な記録を残すものとする。</p>
---	---

- (2) 外国企業からのライセンス実施権及び輸入販売代理権の取得の状況については、特に変動が予想されるので、適宜、確認を行うものとする。
- (3) 第1号の業態調査の結果、常続的公示の対象契約一覧表へ掲載することとなったときは、該当する契約において選定しようとする相手方（以下「選定予定相手方」という。）に対し、別紙様式第3を基準とした様式によって、業態調査の結果を遅滞なく通知するものとする。
- (4) 第3項第7号の規定により対象契約一覧表から該当する契約を削除したとき又は該当する契約の選定予定相手方を変更する必要があるときは、当初の選定予定相手方に対し、前号の通知を取消しし、又は変更する通知を速やかに行うものとする。

## 5 その他

この細部事項その他公共調達の適正化を図るための措置の各機関等における実施に関し必要となる事項は、契約担当官等が所属する各機関等の長が定めることができる。ただし、防衛装備庁における装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第5条の2に規定する地方調達の実施に関し必要な事項については、防衛装備庁長官官房会計官が定めることができるものとする。

〇〇〇〇\*が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

契約担当官等

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（〇〇〇第〇〇〇号。〇〇. 〇〇. 〇〇）第〇項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

注：※には契約実施機関名を記述する。なお、この様式を実際に公示する際には、この注を含めて不要な記述を削除する。

## 対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	(例) ○○○型ヘリコプタの製造に係る契約	ア	○.○.○	(例) ○○型ヘリコプタの製造に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業省大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
2	(例) ○○○弾発射機の製造に係る契約	ア	○.○.○	(例) ○○○弾発射装置の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業省大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	(例) ○○○システムの製造に係る契約	イ	○.○.○	(例) ○○○システムの製造に必要なライセンス実施権を○○国○○社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
4	(例) ○○国○○社製○○○装置の輸入に係る契約	ウ	○.○.○	(例) ○○○装置の販売に必要な輸入販売代理権を○○国○○社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
5	(例) ○○○通信装置	エ	○.○.○	(例) ○○○通信装置の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
6	(例) ○○○システム (その2) から (その○) までの契約	オ	○.○.○	(例) ○○○システム (その1) 契約以降、新規参入の 申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の 製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的 達成のためのシステム・インテグレーションが行え ることを証明できること。	
7	(例) ○○○装置の性能確認試験のた めの技術支援	カ	○.○.○	(例) ○○○装置の試作契約での成果を継承し、当該調 達に必要な技術又は設備等を有することを証明 できること。	
8	(例) ○○○装置の定期整備	キ	○.○.○	(例) 契約履行に必要なとなる○○○装置の製造図書 (製 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企 業所有資料) を利用できることが証明できること。	

注：該当する契約の欄には、個別の契約件名を記載するほか、航空機製造事業法に基づく事業区分許可証に示される事業の区分、武器等製造法に基づく武器種類許可書に示される武器の種類、又はライセンス実施権に係る契約書若しくは輸入販売代理権に係る契約書に示される契約の対象範囲の単位で契約件名を記載して差し支えない。なお、この様式を実際に公示する際には、この注を含めて不要な記述を削除する。

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇. 〇〇. 〇〇

(所在地)  
(会社名)  
(代表者名)

契約担当官等

常統的公示に際して実施する業態調査の結果について（通知）

下記の契約については、〇〇〇〇が行う随意契約への新規参入の申し込みについて（〇〇第〇〇〇号。〇〇. 〇〇. 〇〇。以下「常統的公示」という。）への掲載に当たって実施した業態調査により、当該掲載に必要となる要件を満たす企業等が現時点において貴社のみであることが確認されたものです。

このため、貴社については、当該契約への参入に当たって常統的公示への所要の応募を行う必要がありませんので、お知らせいたします。

なお、該当する契約に関して下記の常統的公示への掲載理由に変更が生じた場合には、速やかに担当窓口にお申し出ください。また、貴社が該当する契約に関して下記の常統的公示への掲載理由を満たさなくなった場合又は該当する契約が常統的公示から削除された場合には、当該契約に関するこの通知の規定は無効となります。

番号	該当する契約	常統的公示の掲載番号	常統的公示への掲載日	常統的公示への掲載理由	担当窓口
1	(例) 〇〇〇型ヘリコプタの製造に係る契約	1		(例) 貴社が、〇〇型ヘリコプタの製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業省大臣の許可を受けているため	
2	(例) 〇〇〇システムの製造に係る契約	3		(例) 貴社が、〇〇〇システムの製造に必要となるライセンス実施権を〇〇国〇〇社から認められているため	

※ この通知は、上記の契約に関し、貴社との事後の契約の締結を保証するものではありません。